

## 岡山県税制懇話会報告書の概要

### 1 岡山県産業廃棄物処理税の検証・成果

法定外目的税である岡山県産業廃棄物処理税の用途については、岡山県産業廃棄物処理税条例において、「産業廃棄物の発生抑制、減量化、再生利用、その他適正な処理に関する費用に充てる」旨規定されており、これに基づきこれまで、「意識の改革」、「産業活動の支援」、「適正処理の推進等」及び「環境インフラの整備」を4つの柱に各施策を展開してきた。

その結果、県内で発生する産業廃棄物の埋立処分量は、平成14年度の881千tから、平成17年度には501千t（43.1%減）と大きく減少するとともに、10t以上の不法投棄の件数については、平成14年度の20件から、平成17年度には10件に半減するなど、岡山県産業廃棄物処理税の導入効果が現れていると思われる。

### 2 産業廃棄物処理税の継続の必要性

産業廃棄物の発生量は横ばい傾向にあり、不法投棄も減少傾向とは言え、依然として悪質な事案が摘発されるなど根絶には至っていないことから、引き続き、産業廃棄物の発生抑制、減量化、適正処理対策等を推進し、持続可能な循環型社会を構築していくための貴重な財源として存続させるべきである。

### 3 用途事業の方向性

これまでの用途事業の成果や現状にかんがみ、今後は特に、産業廃棄物に係る3Rの促進のための技術導入や施設整備などの「産業活動の支援」、産業廃棄物に係る不法投棄の防止など公平性・社会正義を実現するための「適正処理の推進」、事業者の事業活動に大きな影響を与える県民のライフスタイル（日常的な生活様式・行動様式）を変革し、3Rの推進に向けた県民の実践的な取組等を誘導するための「意識改革」に重点を置いた施策を展開する必要がある。

### 4 税制度

#### (1) 課税方式

現在の課税方式（最終処分業者等特別徴収方式）のもとで適切に申告納入が行われていることにかんがみると、変更する必要はない。

#### (2) 税率

岡山県内の企業活動に多大な影響を与えていないこと、岡山県外へ産業廃棄物が流出していないこと、同様の税制度を導入している道府県との均衡（1,000円/t）を失っていないことにかんがみると、変更する必要はない。

#### (3) 特例措置

循環型社会を形成するためには、いかなる理由で発生した産業廃棄物であっても、まずはこれを再生利用することを考えてもらう必要があることにかんがみると、直ちに課税免除等の特例措置を講じる必要はない。

#### (4) 検討

岡山県産業廃棄物処理税が法定外目的税であることにかんがみ、岡山県知事は、岡山県産業廃棄物処理税条例の一部を改正する条例の施行後5年を目標として、この条例の施行状況、社会経済状況の推移等を勘案し、必要があると認められるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じるべきである。

### 5 基金のあり方

岡山県循環型社会形成推進基金は、将来の岡山県産業廃棄物処理税の減収を予想して、産業廃棄物の発生抑制、減量化、再生利用その他適正な処理の促進を図るための財源を平準化するために積み立てられている。

今後とも、将来にわたり循環型社会の形成促進を図っていくため、安定的・継続的に事業を展開するための貴重な財源として、また、新たな課題に対応するための財源として、基金を活用していく必要がある。